

計画作成年度	令和5年度
計画主体	箕輪町

箕輪町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 箕輪町役場 みどりの戦略課 森ビジョン推進係・農業振興係

所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

電話番号 0265-79-3170

FAX 番号 0265-79-0230

メールアドレス midori@town.minowa.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル）、小型獣（ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ）、鳥類（カラス、ハト、ムクドリ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	箕輪町全域

(注) 1 計画は3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成するすべての市町村名を記入する。

2 鳥獣による農林水産業に係わる被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状(括弧内:令和5年度目標値)		
	品目	面積(ha)	金額(千円)
ニホンジカ	稲、果樹、野菜	0.54(0.30)	555(1,190)
イノシシ	—	0.00(1.70)	0(50)
クマ	飼料作物	0.18(0.00)	74(0)
カモシカ		0.00(0.00)	0(0)
ハクビシン	果樹、雑穀、野菜、いも類	0.33(0.60)	771(1,181)
キツネ		0.00(0.00)	0(0)
タヌキ		0.00(0.00)	0(0)
アナグマ		0.00(0.00)	0(0)
スズメ	稲	0.10(0.00)	0.2(0)
ヒヨドリ	果樹	0.08(0.00)	45(0)
カラス	豆類、雑穀、果樹、野菜	2.41(1.10)	4,766(2,422)
ハト	豆類	0.001(0.20)	0.1(69)
ムクドリ	果樹	0.30(0.10)	306(471)
合計		3.94(4.00)	6,517(5,383)

(注) 主な被害鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係わる被害は除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による被害は、防護柵の設置等により年々減少している。獣類は竜東地区においてはニホンジカの被害が春から秋にかけて多く発生している。また、7月から8月のスイートコーンの収穫時期にハクビシンによる被害が多く発生している。鳥類においては、全町域においてカラスにより果樹のほか豆類の播種期の時期に被害が出ており、カラスの被害が増加傾向にある。イノシシは、豚熱の影響により生息頭数の減少がみられたが、令和5年度は捕獲頭数が大きく増加しており、今後の被害増加が懸念される。

(注) 1 近年の被害傾向(生息状況、被害発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

カラス以外については、被害が減少傾向であるため、目標値を令和4年度被害実績の30～100%減とする。カラスについては、年度により被害の増減が大きく増加傾向にあるが、カラス檻の設置等の対策を講じ10%減とする。

指標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度)		
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	R4 比
ニホンジカ	0.54	555	0.38	389	70%
イノシシ	0.00	0	0.00	0	—
クマ	0.18	74	0.13	52	70%
ハクビシン	0.33	771	0.23	540	70%
スズメ	0.10	0.2	0.05	0.1	50%
ヒヨドリ	0.08	45	0.05	32	63%
カラス	2.41	4,766	2.17	4,289	90%
ハト	0.001	0.1	0.00	0	皆減
ムクドリ	0.30	306	0.21	214	70%
合計	3.94	6,517	3.22	5,516	84.6%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の目標として設定することも可能

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊によるわな、檻の設置による捕獲、定期的な鳥類個体調整	隊員の高齢化、人員不足 残渣処分場の確保 捕獲効率の向上 見回りの負担増
	捕獲(駆除)奨励金の交付	物価上昇や経費増に対し、財政的な補填として補助金等の活用が必要
防護柵設置等に関する取組	自衛的に圃場への防護ネット、電気柵設置	農家ごとの対応のため、防除効果局所的
	交付金を活用した防護柵の設置	柵の未設置箇所より獣が侵入 防護柵の維持管理
生息環境管理その他の取組	緩衝帯の設置	地域住民の高齢化により間伐、下草刈り等の管理が不十分
	放任果樹の除去	空き家の増加、住民の高齢化により管理が不十分
	住民への意識啓発	広報誌等により行っているが、認知度が低い

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記

- 入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取り組み方針

個々での対策では効果が乏しいと考えられるため、地域ごとの防止対策が望ましい。地形的な条件もあるので、それぞれの地域で合意の出来る方法で防止対策を検討、実施する。既に一体的に防護柵等整備されている地域においては、柵の適切な管理について引き続き進めていく。公道等防護柵が設置できない箇所においては、圃場ごとに防護ネット等による被害防止策を講ずることが望ましい。カラス等鳥類については、実施隊の銃器による定期的な個体数調整を引き続き実施するとともに、被害が増加傾向にあることから、以前設置したカラス檻を再整備し稼働させる。

また、シカ等の大型獣類については、実施隊による年間を通じての捕獲計画の下、わな、檻、銃器により個体数調整を実施していく。ハクビシン等小型獣は、防護ネットや電気柵の設置等自己防衛について適切な情報提供をしていくとともに、実施隊による捕獲檻設置等の対策を進めていく。

このほか被害箇所にセンサーカメラを設置し、対象獣を特定して効率的な被害防止策を講じていく。

山林においては間伐や下草刈りを行うこと、集落においては、緩衝帯の整備や誘因物の除去を推進し野生鳥獣が里へ出没しにくい環境を作ることを所有者等に啓発する。また、農家や山林所有者のみならず地域の地域住民の鳥獣対策について理解が得られるよう啓発をはじめ情報等提供していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を組織し、必要な講習を受講した町猟友会員を対象鳥獣捕獲員に任命して、対象鳥獣の捕獲を実施する。捕獲員は、実施隊の設置に関する条例に基づき、鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲に関する事項と、鳥獣による被害防止対策に関する事項について、隊長の招集に応じてその職務にあたる。

- (注)
- 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和6年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害状況を鑑み、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施 捕獲具(くくり罠や捕獲檻)の購入、設置 猟友会員の勧誘、後方支援者の育成
令和7年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害状況を鑑み、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施 捕獲具(くくり罠や捕獲檻)の購入、設置 猟友会員の勧誘、後方支援者の育成
令和8年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害状況を鑑み、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施 捕獲具(くくり罠や捕獲檻)の購入、設置 猟友会員の勧誘、後方支援者の育成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンジカは、生息域が拡大し生息数も増加傾向にあったが、一定の捕獲実績により、生息頭数に大きな変動はないと推測している。主な捕獲手法はわなとする。特定鳥獣保護管理実施年次計画で掲げた捕獲目標頭数を基本とし、捕獲実績に合わせた捕獲数とする。</p> <p>イノシシは、豚熱の影響により生息数が減少したと考えられ、捕獲数も減少していたが、令和5年度は大きく増加しており、特定鳥獣管理計画に基づき、被害の発生状況による捕獲数とする。</p> <p>ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づいて、被害の発生状況による捕獲数とする。小型獣及び鳥類は、被害発生状況と発生時期に応じ、生息状況に影響のない捕獲数とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭
イノシシ	25頭	25頭	25頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

カモシカ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	30匹	30匹	30匹
キツネ	20匹	20匹	20匹
タヌキ	20匹	20匹	20匹
アナグマ	10匹	10匹	10匹
カラス	100羽	100羽	100羽
ハト(ドバト、キジバト)	20羽	20羽	20羽
ムクドリ	5羽	5羽	5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、固体密度等を記入する。

実績値(括弧内計画数)

対象鳥獣	捕獲数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ニホンジカ	182頭(250頭)	178頭(250頭)	200頭(250頭)
イノシシ	2頭(20頭)	7頭(20頭)	30頭(20頭)
ツキノワグマ	0頭(必要最小限)	1頭(必要最小限)	0頭(必要最小限)
カモシカ	0頭(必要最小限)	0頭(必要最小限)	0頭(必要最小限)
ニホンザル	0頭(-)	0頭(-)	0頭(-)
ハクビシン	5匹(50匹)	8匹(50匹)	20匹(50匹)
キツネ	20匹(20匹)	20匹(20匹)	20匹(20匹)
タヌキ	17匹(20匹)	14匹(20匹)	25匹(20匹)
アナグマ	3匹(20匹)	7匹(20匹)	5匹(20匹)
カラス	44羽(100羽)	49羽(100羽)	50羽(100羽)
ハト(ドバト、キジバト)	15羽(20羽)	18羽(20羽)	20羽(20羽)
ムクドリ	0羽(20羽)	0羽(20羽)	0羽(20羽)

捕獲等の取組内容

ニホンジカ、イノシシは、春から秋にかけてわな(箱檻・くくりわな)による捕獲を実施し、冬季は銃器による捕獲を実施する。ツキノワグマは、専用檻にて捕獲を実施する。小型獣は、箱わなによる捕獲を実施する。鳥類は、銃器による個体数調整を定期的(年6回程度)に捕獲を行う。また、カラス檻の設置を進める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容

大型獣による住民の生命、身体、財産の危機的状況にある場合、ライフル銃による捕獲を可能とする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4 防護柵設置のその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L= 0m)	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L=1,000m) (北小河内区内)	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L= 0m)
上記以外に防護柵の整備計画はありませんが、地域単位で設置に向けての合意形成ができた場合には計画として変更追加します。			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	防護柵の定期的な見回り、点検、補修	防護柵の定期的な見回り、点検、補修	防護柵の定期的な見回り、点検、補修

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和6年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進 遊休農地の解消 緩衝帯整備講習の実施 被害防止に関する啓発
	小型獣	被害防止に関する啓発

	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置 カラス捕獲檻設置
令和7年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進 遊休農地の解消 緩衝帯整備講習の実施 被害防止に関する啓発
	小型獣	被害防止に関する啓発
	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置 カラス檻の設置による捕獲
令和8年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進 遊休農地の解消 緩衝帯整備講習の実施 被害防止に関する啓発
	小型獣	被害防止に関する啓発
	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置 カラス檻の設置による捕獲

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

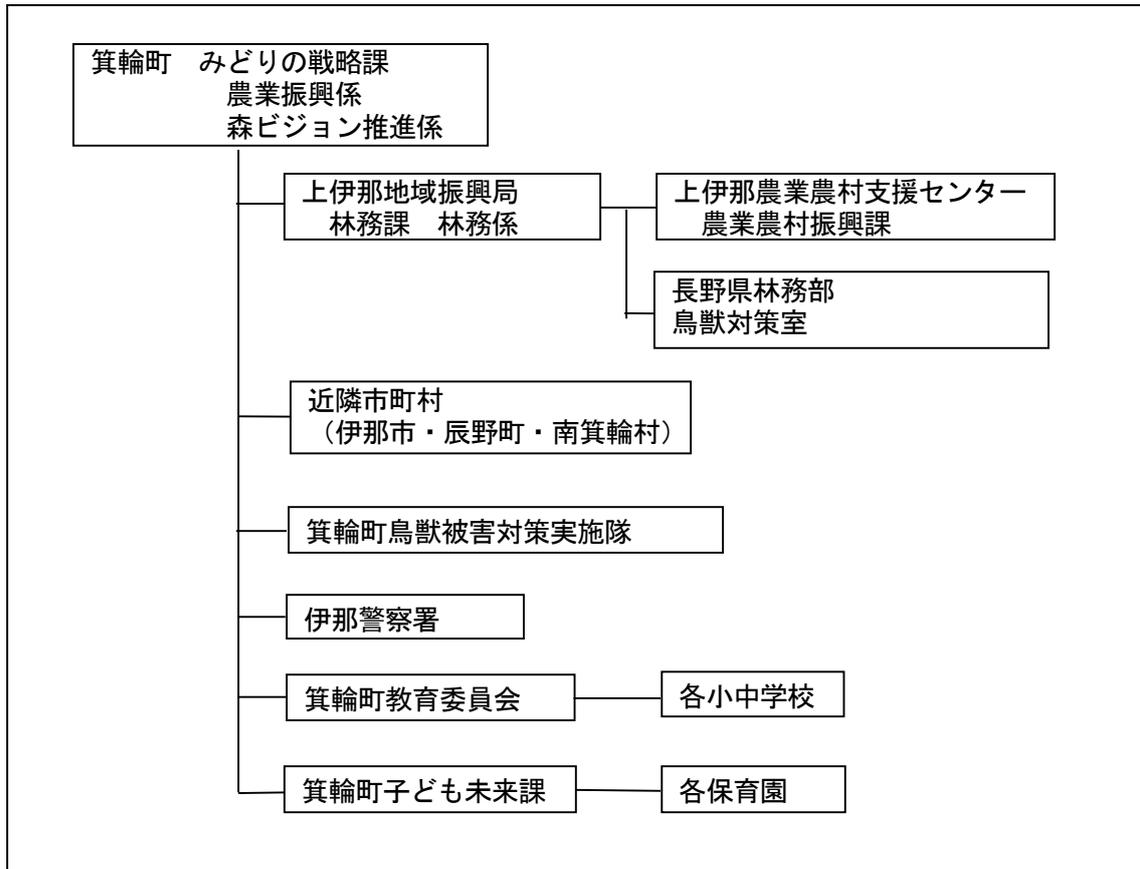
構成機関の名称	役割
箕輪町	防止対策に対する助成、事務局
箕輪町猟友会	被害状況の把握、捕獲従事者
箕輪町農業委員会	荒廃農地の把握、解消
上伊那農業協同組合	被害状況の収集
上伊那森林組合	除間伐の実施
箕輪町議会	現状把握、予算承認
地域営農組合	被害状況の把握、荒廃地の解消
箕輪町区長会	被害状況の把握、地域住民への啓発 下草刈りの実施
長野県農業共済組合	被害状況の把握、共済加入
上伊那地域振興局林務課	被害防止対策に関する指導、助言
上伊那農業農村支援センター	鳥獣防止対策の技術的指導
日本野鳥の会伊那谷支部	個体数の把握、助言
信州大学農学部野生動物対策センター	被害防止対策に関する指導、助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の残渣は、埋設場への埋設、もしくは捕獲した現場にて埋設をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	近隣に受入れ先がなく、採算に見合わないと考えられるので取組みの計画はない。 受入れ先がある場合はこれに限らない。
ペットフード	近隣に受入れ先がなく、採算に見合わないと考えられるので取組みの計画はない。 受入れ先がある場合はこれに限らない。
皮革	近隣に受入れ先がないため取組みの計画はないが、

	受入れ先がある場合はこれに限らない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	近隣に受入れ先がないため取組みの計画はないが、受入れ先がある場合はこれに限らない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

計画なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

猟友会員、地域おこし協力隊員等と捕獲鳥獣の有効活用について連携した取組みができるか検討を進める。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	箕輪町野生鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
箕輪町	防止対策に対する助成、事務局
箕輪町猟友会	被害状況の把握、捕獲従事者
箕輪町農業委員会	荒廃農地の把握、解消
上伊那農業協同組合	被害状況の収集
上伊那森林組合	除間伐の実施
箕輪町議会	現状把握、予算承認
地域営農組合	被害状況の把握、荒廃地の解消
箕輪町区長会	被害状況の把握、地域住民への啓発 下草刈りの実施
長野県農業共済組合	被害状況の把握、共済加入
上伊那農業農村支援センター	鳥獣防止対策の技術的指導
日本野鳥の会伊那谷支部	個体数の把握、助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那鳥獣被害対策協議会	広域での防止対策と実施隊による有害鳥獣駆除
上伊那野生鳥獣被害対策チーム	獣害防止技術の啓蒙普及・広域情報等の提供 被害防止対策への支援・許可申請関係
信州大学農学部野生動物対策センター	獣害防止対策に関する指導、助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

箕輪町鳥獣被害対策実施隊 規模 43名 (令和5年12月1日現在) 構成 町職員、箕輪町猟友会員、その他町長が必要と認めるもの 内容 鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲、被害防止対策
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

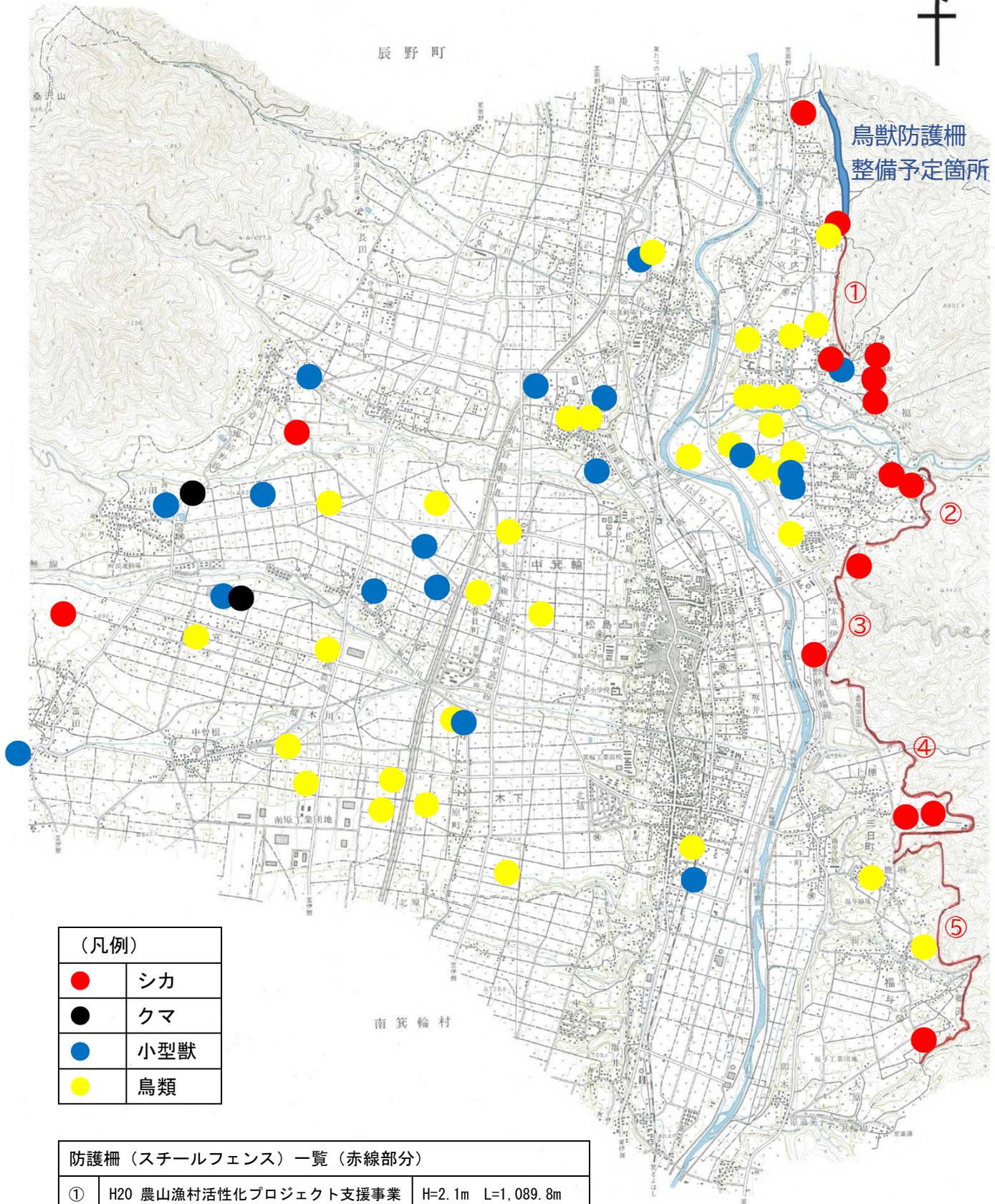
- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携対策 被害防止対策の実施にあたり隣接市町村との連携を図り、必要により広域的な施策等を講じることで、より効果的な被害防止に努めることとする。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

被害状況図・鳥獣防護柵位置図



鳥獣防護柵
整備予定箇所

(凡例)	
● (Red)	シカ
● (Black)	クマ
● (Blue)	小型獣
● (Yellow)	鳥類

防護柵 (スチールフェンス) 一覧 (赤線部分)		
①	H20 農山漁村活性化プロジェクト支援事業	H=2.1m L=1,089.8m
②	H22 農山漁村活性化プロジェクト支援事業	H=1.9m L=1,421.6m
③	H23 鳥獣被害防止総合支援事業	H=2.0m L=1,121m
④	H25 鳥獣被害防止総合支援事業	H=1.8m L=3,436m
⑤	H25 鳥獣被害防止総合支援事業	H=1.8m L=3,139m